

あわらし暮らしの便利帳 広告を募集します！

平成24年4月にお届けした市の情報誌「あわらし暮らしの便利帳」の改訂版の製作を、株式会社サイネックスとの官民協働事業により行います。

この事業は、市が行政情報を提供し、同社が広告収入により編集から印刷製本、全戸配付までを行うものです。

紙面に掲載する広告募集のために、営業担当者が事業者の皆さまを訪問します。本事業の趣



問合せ 政策課 企画・広報G ☎73-8005

広告掲載の申し込み・問い合わせは株式会社サイネックスへ！
 (株)サイネックス 北陸西支店
 ☎34-6566

旨をご理解いただき、広告掲載へのご協力をお願いします。

パブリックコメントを募集します

第2次あわらし男女共同参画プラン案について、市民の皆さまのご意見を広く募集します。

このプランは、すべての人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる豊かな活力ある男女共同参画社会とするための行動指針および具体的な行動計画を定めるものです。

募集期間
平成27年1月5日(月)～20日(火)

閲覧方法
募集期間内に市ホームページや総務課で閲覧可能

提出方法
住所、氏名および連絡先を明記の上、持参、郵送、FAXまたはメールで

問合せ
男女共同参画推進室(総務課内)
〒919-0692
あわらし市姫三丁目1番1号
☎73-8003
FAX 73-1350
Eメール danryo@cityawara.lg.jp



平成27年度から軽自動車税の税率が変更されます

原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪車

車種区分	現行税率	改正後税率
原動機付自転車	50cc以下	1000円
	50cc超～90cc以下	1200円
	90cc超～125cc以下	1600円
	ミニカー	2500円
軽二輪 (125cc超～250cc以下)	2400円	3600円
小型二輪 (250cc超)	4000円	6000円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	800円
	自脱型乗用コンパイン	1000円
	その他のもの	4500円

三輪以上の軽自動車

車種区分	現行税率	改正後税率	重課税率	
四輪以上	乗用	自家用	7200円	1万800円
		営業用	5500円	6900円
	貨物用	自家用	4000円	5000円
		営業用	3000円	3800円
三輪	3100円	3900円	4600円	

平成28年度から重課税率が適用される車両は、自動車検査証(車検証)の初度検査年月が平成14年以前のものです。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除きます。

平成26年度の税制改正で軽自動車税の見直しが行われたことにより、税率が次のとおり変更となります。

▼**原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪車**
平成27年度以降、改正後の税率が適用されます。

▼**三輪以上の軽自動車**
平成27年4月1日以降に、最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車について、平成27年度より改正後の税率が適用されます。

適用されます。ただし、平成27年3月31日以前に取得している三輪以上の軽自動車は、現行の税率が適用されます。

また、軽自動車においても環境への配慮から、新規登録後、13年を経過した三輪以上の軽自動車について、平成28年度以降重課税率が適用されます。

問合せ 税務課 市民税G ☎73-8011

年末年始の業務案内

12月27日(土)から1月4日(日)までの9日間、市の窓口業務をはじめとする各業務を休みます。住民票の写しや各種証明書が必要な人は、早めにご請求ください。

* 12月28日と1月4日の日曜窓口業務(8:30～12:00)は行います。



- ごみの収集**
12月24日(水) 廃プラを臨時収集します。
12月31日(水)～1月4日(日)は休みます。
問合せ 市民生活課 生活・環境G ☎73-8018
- 粗大ごみの受け入れ**
12月30日(火) 17:00まで
12月31日(水)～1月4日(日)は休みます。
1月5日(月)は通常どおり受け入れます。
問合せ 広域圏清掃センター ☎74-1314
- 証明書自動交付機**
12月29日(月)～1月3日(土)は休止します。
問合せ 市民生活課 窓口・年金G ☎73-8014
- 乗合タクシー**
12月28日(日)～1月4日(日)は運休します。
問合せ 市民生活課 生活・環境G ☎73-8017
- 葬斎場(代官山斎苑)**
1月1日(木)～3日(土)は休みます。
問合せ 坂井地区広域連合 ☎91-3308

- セントピアあわらし**
年末年始は次のとおり営業時間を変更します。
12月31日(水) 10:00～18:00
1月1日(木) 14:00～22:00
* 最終入浴受け付けは閉館の30分前です。
* 1月2日(金)以降は通常どおり営業します。(10:00～22:00)
問合せ セントピアあわらし ☎78-4126
- YONETSU-KANささおか**
現在、改修のため休館期間中です。
休館期間 12月1日(月)～3月31日(火)
問合せ 広域圏清掃センター ☎74-1314
- し尿のくみ取り**
12月26日(金) 15:50まで受け入れます。
1月5日(月) 8:30から受け入れます。
問合せ さかいクリーンセンター ☎72-2200

あわらし市国民健康保険からのお知らせ 「70歳未満」の高額療養費制度が改正されます



高額療養費制度は医療費が高額になった場合に、一定の自己負担限度額を超えた部分が払い戻される制度です。平成27年1月から、70歳未満の負担区分が次の表のように改正されます。(70歳以上の負担区分に変更はありません。)

負担区分を3区分から5区分に細分化することで、限度額が細かく設定されます。

そのため、70歳未満の人に現在発行している「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成26年12月31日までとなっています。

制度改正後の新しい認定証(負担区分ア・イ・ウ・エ・オの認定証)は12月中に郵送しますので、1月以降はそちらをご利用ください。

* 国民健康保険税の滞納者を除く。

現行(平成26年12月31日まで)

負担区分	月単位の限度額(3回目まで)	4回目以降 ^{※1}
A 上位所得者	15万円+(医療費-50万円)×1%	83,400円
B 一般所得者	8万1000円+(医療費-26万7000円)×1%	44,400円
C 住民税非課税世帯	3万5400円	24,600円

改正後(平成27年1月1日から)

負担区分	旧ただし書き所得 ^{※2}	月単位の限度額(3回目まで)	4回目以降 ^{※1}
ア 上位所得者	901万円超	25万2600円+(医療費-84万2000円)×1%	14万100円
	600万～901万円	16万7400円+(医療費-55万8000円)×1%	9万3000円
イ 一般所得者	210万～600万円	8万1000円+(医療費-26万7000円)×1%	4万4400円
	210万円以下	5万7600円	4万4400円
オ 住民税非課税世帯		3万5400円	2万4600円

問合せ 健康長寿課 健康増進G ☎73-8023

^{※1} 過去12カ月以内に、同一世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額
^{※2} 総所得金額などから基礎控除を差し引いた額